

第71回 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都渋谷区道玄坂2-6-17
渋谷シネタワー 11階 AP渋谷道玄坂

※昨年と会場が変更となっております。3頁記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議
事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の交付のための報酬決定の件

ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

シマダヤ株式会社

証券コード：250A

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第71回定時株主総会を2026年6月24日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当社は、2031年の創業100周年に向け、ありたい姿を「麺食を通して価値創造を実現し人を笑顔にする会社」と掲げ、前半3カ年を構造変革期「Change95」、後半5カ年を成長期・新領域開拓期「Growth100」と位置づけた8カ年の長期ビジョン「SCG100」を策定し、取り組みを進めております。

引き続き、経営コンセプト「おいしい笑顔をお届けします」のもと、各施策に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



経営コンセプト

おいしい笑顔をお届けします



7つのビジョン

- 1.シマダヤブランドを守り育てよう
- 2.独自の技術で市場を創造しよう
- 3.組織を越えて話し合おう
- 4.お客様の満足を追求しよう
- 5.常に成長し高収益を上げよう
- 6.アイデアカンパニーを目指そう
- 7.チャンスを与え人を育てよう

招集ご通知

証券コード 250A
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿西一丁目33番11号

シマダヤ株式会社

代表取締役 社長執行役員
岡田 賢二

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて「第71回定時株主総会招集ご通知」及び「第71回定時株主総会招集ご通知に際してのその他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.shimadaya.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1	日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2	場 所	東京都渋谷区道玄坂2-6-17 渋谷シネタワー 11階 AP渋谷道玄坂 ※昨年と会場が異なっております。詳細は以下の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3	会議の 目的事項	報告事項 1. 第71期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第71期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限 付株式の交付のための報酬決定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・「連結計算書類」の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・「計算書類」の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株主総会会場ご案内図



会場

東京都渋谷区道玄坂2-6-17
渋谷シネタワー 11階「AP 渋谷道玄坂」
電話番号：03-5428-6849

交通機関



JR 各線
「渋谷駅」
ハチ公改札口 徒歩約1分

東急各線、東京メトロ各線
「渋谷駅」
A1出口 直結

京王井の頭線
「渋谷駅」
徒歩約1分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権行使は、次のいずれかの方法により行いいただくことができます。

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

当日ご出席されない場合

書面の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださるようお願いいたします。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネットの場合



議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

パソコン又はスマートフォンから、上記、**議決権行使ウェブサイト**にアクセスし、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限


2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分投票分まで

詳細は次頁をご覧ください

！ インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

1 インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。


三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 0120-652-031
(受付時間 9:00~21:00)

2 左記 **1** 以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座を
お持ちの株主様

お取引の証券会社あてに
お問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様
(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部
 0120-782-031
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日及び12/31~1/3を除く)

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

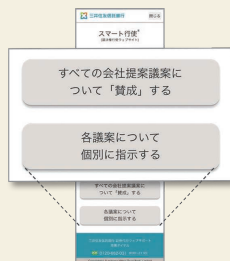
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

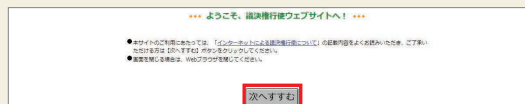
議決権
行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



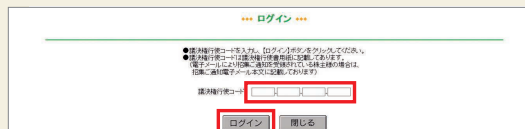
アクセス方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスします。「次へすすむ」をクリックしてください。



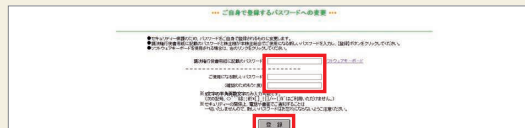
2 ログインします。

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



3 パスワードの入力

同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定の上、「登録」をクリックしてください。



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社内出身の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名減員して5名、新任社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名の計6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名(年齢)	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任	おかだ けんじ 岡田 賢二 (満56歳)	代表取締役 社長執行役員	100% (15回/15回)
2	再任	おぼら のぶゆき 小原 伸之 (満63歳)	取締役 常務執行役員	100% (15回/15回)
3	再任	そねだ なおき 曾根田 直基 (満54歳)	取締役 常務執行役員	100% (15回/15回)
4	再任	おおた ともゆき 太田 智之 (満54歳)	取締役 執行役員	100% (15回/15回)
5	新任	とびさわ やすゆき 飛沢 康行 (満57歳)	執行役員	—
6	新任	みやし とおる 宮石 徹 (満62歳)	—	—

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

1 おかだ けんじ 岡田 賢二 1970年3月28日生（満56歳）

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月	当社入社	2018年6月	当社常務取締役マーケティング本部長兼商品企画部長
2014年4月	当社執行役員業務用事業統括部長兼業務用営業本部長	2019年4月	当社常務取締役生産物流本部長
2014年6月	当社取締役業務用事業統括部長兼業務用営業本部長	2021年4月	当社常務取締役
2015年4月	当社取締役業務用営業本部長	2022年5月	当社専務取締役生産物流本部長
2016年2月	当社取締役マーケティング本部長兼経営企画部長	2023年4月	当社代表取締役社長生産物流本部長
2017年2月	当社取締役マーケティング本部長	2024年4月	当社代表取締役社長
2018年4月	当社取締役マーケティング本部長兼商品企画部長	2025年4月	当社代表取締役社長執行役員（現任） 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

岡田賢二氏は、代表取締役社長執行役員として当社のグループ経営を担い、創業100周年に向けたビジョン「麺食を通して価値創造を実現し人を笑顔にする会社」の実現に向け、中期経営計画に基づき事業を牽引しております。また、業務用事業部門、業務用営業本部、マーケティング本部及び生産物流本部等の長を歴任しており、これまでの実績及び豊富な知識や経験を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

【所有する当社株式の数】 27,634株

2 おぼら のぶゆき 小原 伸之 1962年9月25日生（満63歳）

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2014年4月	当社常務取締役マーケティング本部長
2007年4月	当社研究開発部長	2015年4月	当社常務取締役マーケティング本部長兼家庭用商品企画部長
2010年4月	当社執行役員開発研究所長兼研究開発部長	2016年2月	当社常務取締役開発研究所長
2012年6月	当社取締役開発研究所長兼研究開発部長	2025年4月	当社取締役常務執行役員 成長マーケット開発事業本部長（現任） 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

小原伸之氏は、当社において原料調達、研究開発及び品質保証の責任者として、商品の安定供給に向けた原料調達及び品質管理の強化に加え、お客様のニーズを具現化する技術開発を推進しております。これまでの実績及び豊富な知識や経験を踏まえ、当社において成長市場と位置づける家庭用冷凍及び海外の拡大実現に資する適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

【所有する当社株式の数】 4,979株

3 そねだ なおき 曾根田 直基 1972年1月11日生（満54歳）

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	当社入社	2021年5月	当社取締役企画部長
2011年4月	当社家庭用チルド首都圏営業部長	2024年4月	当社常務取締役家庭用事業本部長
2012年4月	当社冷凍マーケティング部長	2025年4月	当社取締役常務執行役員
2013年4月	当社大阪支店長		家庭用事業本部長（現任）
2019年4月	当社企画部長		現在に至る

【取締役候補者とした理由】

曾根田直基氏は、家庭用事業本部長として当社のコア事業である家庭用事業を統括し、販売拡大及び利益率改善を推進しております。これまでの実績及び営業・マーケティングに関する豊富な知識や経験を踏まえ、当社のコア事業の深化と更なる成長の実現、並びに企業価値の向上に資する適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

【所有する当社株式の数】 11,560株

4 おおた ともゆき 太田 智之 1971年7月9日生（満54歳）

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年7月	株式会社バッファロー入社	2021年4月	株式会社バッファロー経理部長
2017年12月	当社経理部専任部長 (株式会社バッファローより出向)	2023年5月	当社取締役経理部長
2019年4月	当社経理部長	2025年4月	当社取締役執行役員経理部長（現任）
			現在に至る

【取締役候補者とした理由】

太田智之氏は、経理部門やシステム部門等を統括し、グループの財務・経理の強化並びに情報セキュリティの向上、ITリテラシーの底上げを推進しております。これまでの実績及び財務・会計に関する豊富な知識や経験を踏まえ、当社グループの持続的な成長及び企業価値向上に資する適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

【所有する当社株式の数】 500株

5 飛沢 康行

とびさわ やすゆき
1968年12月9日生（満57歳）

新任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月	当社入社	2014年4月	当社人事総務部人事グループマネージャー
2007年4月	当社家庭用冷凍営業部長	2020年4月	当社経営企画部長
2008年4月	当社外食・デリカ営業部長	2025年4月	当社執行役員人事総務部長（現任）
2010年4月	当社人事総務部総務グループマネージャー		現在に至る

【取締役候補者とした理由】

飛沢康行氏は、営業部長を歴任後、人事総務並びに経営企画部門に従事し、コンプライアンス、リスクマネジメントをはじめとしたガバナンス強化並びに多様な働き方への対応や働きがい向上のための環境整備を推進しております。これまでの実績及び人事・総務に関する豊富な知識や経験を踏まえ、当社グループの持続的な成長及び企業価値向上に資する適切な人材であると判断し、新たに取締役に選任をお願いするものです。

【所有する当社株式の数】 5,794株

6 宮石 徹

みやいし とおる
1963年10月14日生（満62歳）

新任

社外取締役
独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	サッポロビール株式会社（現サッポロホールディングス株式会社）入社	2023年11月	ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社 取締役常務執行役員兼サッポログループ食品株式会社代表取締役社長
2008年1月	サッポロ飲料株式会社取締役執行役員マーケティング部長	2024年3月	サッポロホールディングス株式会社取締役常勤監査等委員
2011年9月	同社取締役執行役員経営戦略部長	2025年3月	サッポロホールディングス株式会社取締役常勤監査等委員兼サッポロビール株式会社監査役
2012年3月	サッポロビール株式会社（新会社）人事総務部長	2026年3月	サッポロホールディングス株式会社顧問（現任）
2013年3月	同社経営戦略部長		現在に至る
2016年3月	同社取締役執行役員営業本部長		
2017年3月	同社取締役常務執行役員営業本部長		
2019年3月	同社取締役執行役員		
2023年1月	ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社 取締役常務執行役員兼サッポログループ食品株式会社取締役専務		

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

宮石徹氏は、飲料メーカーにてマーケティング、人事、経営戦略部門に長年従事し、ブランド戦略の推進や人材戦略の高度化、事業成長に向けた各種施策の立案・実行に携わっております。また、取締役や監査等委員を歴任しており、経営に対する監督機能に関する実務経験も有しております。これらの経験を通じて培われた幅広い知見と実務経験に加え、客観的かつ独立の立場から当社の経営に対する有益な監督、助言等を行うことが期待され、新たに取締役に選任をお願いするものです。

【所有する当社株式の数】 0株

- (注) 1. 宮石徹氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 取締役候補者宮石徹氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同氏が原案通り選任された場合には新たに独立役員となる予定であります。
 3. 当社は、宮石徹氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役坂井愛氏は、本総会終結時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名(年齢)	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況	監査等委員会への 出席状況
再任	<div style="display: inline-block; background-color: #2e8b57; color: white; padding: 2px;">社外取締役</div> <small>さかい あい</small> 坂井 愛 (満51歳)	取締役 監査等委員	100% (15回/15回)	100% (14回/14回)
	<div style="display: inline-block; background-color: #4b0082; color: white; padding: 2px;">独立役員</div>			

- (注) 1. 候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

さかい あい
坂井 愛 1975年1月28日生 (満51歳)

再任

社外取締役
独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年9月	弁護士登録 齋藤総合法律事務所所属	2024年10月	日本弁護士連合会弁護士倫理委員会委員 (現任)
2022年4月	第二東京弁護士会副会長	2024年10月	第二東京弁護士会倫理委員会副委員長 (現任)
2023年4月	日本弁護士連合会常務理事	2025年4月	関東弁護士会連合会常務理事
2023年4月	第二東京弁護士会男女共同参画推進二弁本部 副本部長	2025年6月	日本弁護士連合会性の平等に関する委員会副委員長 (現任)
2024年4月	第二東京弁護士会紛議調停委員会委員長	2026年4月	第二東京弁護士会紛議調停委員会副委員長 (現任)
2024年6月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)		現在に至る

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

坂井愛氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、社外取締役監査等委員として、当社の経営を監査いただくとともに、特に法的リスク対応やコンプライアンス経営の面において、適切な助言や監督をいただいております。法律専門家として、引き続きこれらの役割を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

【所有する当社株式の数】 1,560株

- (注) 1. 坂井愛氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、取締役候補者坂井愛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 坂井愛氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、坂井愛氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております (但し、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合は除く)。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり可決された場合の体制及び取締役期待されている見識等を一覧化したスキル・マトリックスは次のとおりです。

氏名		企業経営	マーケティング・ 営業販売	研究開発・ 品質・生産	人事・ 労務・ 人材開発	法務・ リスクマネジ メント	サステナ ビリティ・ ESG	財務・会計	グローバル
岡田 賢二		●	●	●			●		
小原 伸之			●	●			●		
曾根田 直基			●				●		
太田 智之								●	
飛沢 康行					●	●	●		
宮石 徹	社外	●	●		●	●			
加藤 優								●	
長瀬 吉昌		●				●		●	
深山 隆	社外	●	●						●
高木 康行	社外							●	
坂井 愛	社外					●			

(注) 当社は、委任型執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員が保有する見識等により、取締役の職務の執行を補佐しております。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の交付のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年5月15日開催の第68回定時株主総会において年額2億5,000万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現在の対象取締役は6名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として付与し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けるものとし（以下「現物出資方式」といいます。）。

無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額7,500万円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終

値)を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

(1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2024年3月18日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しております。一方で、米国の通商政策の影響や金融資本市場の変動リスクに加え、地政学的リスクの高まりなどにより、先行きの不確実性が強まっております。また、国内においては、継続的な物価上昇に伴う個人消費の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクが残存しており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品業界においても、相次ぐ食品価格の改定に加え、中東情勢の緊迫化などを背景とした原油価格の動向を受け、原材料や物流を含む調達環境については、引き続き注視が必要な状況となっており、変化への的確な対応が求められる事業環境にあります。

このような状況の下、当社は2024年度からスタートした中期経営計画「Change95」に基づき、コア事業の利益成長と収益構造の変革に向けた取り組みを進めました。

販売面につきましては、家庭用は、主力であるチルド麺において、「流水麺」ブランドの累計食数は前期をわずかに下回ったものの、健康志向に対応した「健美麺」ブランドの累計食数が前期を上回るなど、ブランドの拡大が進みました。また、経済性志向に対応した「太鼓判」ブランドが西日本エリアで伸長し、売上高は254億38百万円（前期比2.3%増）となりました。業務用は、高まる外食需要を追い風に、経済性志向に対応した「太鼓判」ブランドが伸長しました。加えて、成長分野として位置づけている海外の売上也着実に増加し、売上高は156億22百万円（前期比5.9%増）となりました。以上の結果、当期における売上高は410億61百万円（前期比3.6%増）となりました。

利益面につきましては、営業利益は価格改定及び経費抑制により物流費や製造労務費の増加を吸収したことにより37億68百万円（前期比11.7%増）、経常利益は前期に計上していた上場関連費用の剥落などにより38億74百万円（前期比12.3%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、第2四半期にシマダヤ東北(株)仙台工場の閉鎖に伴う減損損失を計上したものの、営業利益の増加によりその負担が相対的に軽減され25億96百万円（前期比1.6%増）となりました。

【ご参考】事業内容別の概況

家庭用事業

売上高

254億38百万円

前期比2.3%増

売上高構成比
62.0%

【事業内容】

うどん、そば、冷し中華、ラーメン、焼そばなどのバラエティ豊かなチルド麺と冷凍麺を、食品スーパー等の量販店を中心に販売しております。主な商品はゆでずにさっと水でほぐすだけで食べられる「流水麺」や、からだにやさしい「健美麺」等があります。長年培ってきた技術等による「品質」と「ブランド」が強みであり、販売促進の一環としてテレビCMや消費者キャンペーンといった積極的な広告販促活動を展開した結果、2026年3月期における家庭用チルド麺の全国販売金額シェアは10.8%で第2位*となっております。

*株式会社インテージ「インテージSCI(15-79歳)」を基に当社にて分析



「流水麺」国産小麦粉使用
うどん 2人前

「太鼓判」国産小麦の
うどん 3食

「鉄板麺」
お好みソース味

冷凍「健美麺」食塩ゼロ
蕎麦そば 3食<ミニダブル>

業務用事業

売上高

156億22百万円

前期比5.9%増

売上高構成比
38.0%

【事業内容】

飲食店や従業員食堂、学校給食、高速道路のサービスエリアなどの外食産業や、惣菜等の中食産業向けに主に冷凍麺を販売しております。麺専業メーカーとしての豊富な品揃えによるお客様の求める多様なメニューや調理オペレーションへの対応力が強みであります。きめ細かい営業フォロー体制により商品を通してお客様の課題解決につながる活動を行った結果、2026年3月期における業務用冷凍麺の全国販売金額シェアは19.0%で第2位*となっております。

*TPCマーケティングリサーチ株式会社「業務用冷凍麺の市場分析調査」調べ



「手延べ勝り」うどん

北海道産そば使用
石臼挽きそば<ミニダブル>

「真打」もみ打ちラーメン
<ミニダブル>

「流水α麺」讃岐うどん
(国産小麦粉使用)

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第68期 2023年 3月期	第69期 2024年 3月期	第70期 2025年 3月期	第71期 2026年 3月期
売上高	(百万円)	34,115	38,973	39,625	41,061
経常利益	(百万円)	2,377	3,474	3,449	3,874
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,834	2,524	2,554	2,596
1株当たり当期純利益	(円)	120.65	166.05	167.99	171.15
総資産	(百万円)	29,776	23,889	24,824	26,004
純資産	(百万円)	19,551	15,837	18,058	18,462

- (注) 1. 第70期より連結計算書類を作成しております。なお、第68期及び第69期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 当社は2024年7月31日付で普通株式1株につき1.43749676211724株の割合で株式分割を行っておりますが、第68期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は36億45百万円で、生産ラインの増強・効率化・老朽化対応への投資が主なものです。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社は、経営コンセプト「おいしい笑顔をお届けします」の実現に向け、社会課題の解決につながる技術や商品を創出してまいりました。

創業100周年となる2031年に向け、「麺食を通して価値創造を実現し人を笑顔にする会社」をありたい姿として掲げ、ステークホルダーの皆様への貢献を目指しております。

この実現に向け、2024年度より8カ年の長期ビジョン「SCG100」(Shimadaya Change & Growth100)を策定し、前半3カ年は構造変革期(Change95)と位置づけて、家庭用チルドの収益改善及び国内業務用冷凍の売上拡大に取り組んでおります。また、後半5カ年は成長期・新領域開拓期(Growth100)と位置づけて、「Change95」で築いた基盤を活かし、家庭用チルドの更なる成長と、家庭用冷凍及び海外を含む業務用冷凍の展開により、事業ポートフォリオの転換を計画しております。

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の緩やかな改善が見込まれる一方、通商政策の動向や金融・資本市場の変動リスク、地政学的リスクなどにより、不透明な状況が続くものと想定されます。

また、食品業界においても、原材料や物流を含む調達環境の不透明感が継続する見込です。

このような状況の下、当社は「Change95」の最終年度として、成長軌道への回帰を図るべく、これまでの方針を継続・深化させるとともに新たな取り組みを加え、以下の重点方針に基づき事業を推進してまいります。

<重点方針と主な施策>

①コア事業への踏み込んだ取り組みにより、収益力を向上させる

家庭用チルドの下期収益改善及び国内業務用冷凍の市場成長率を上回る売上拡大を図ってまいります。

②新事業領域での販売拡大に挑戦する

家庭用冷凍及び海外において、販売拡大施策を推進してまいります。

③持続的成長に向けた生産・物流体制を創り上げる

今期より新設したSCM（サプライチェーンマネジメント）統括部にて、全社横断での最適化推進及びサプライチェーン全体での安定供給・効率化を推進し、生産面での収益改善や人手不足への対応、生産能力の確保に取り組むことに加え、物流面の効率化も進めてまいります。

④開発スピードを高め、ヒット商品を創出する

一貫した開発体制の構築と社内アイデアの具現化により、ヒット商品の創出を推進してまいります。

⑤業務の棚卸とデジタル技術の活用により、生産性を向上する

持続可能な経営基盤づくりに向けて、グループ全体での更なる業務効率化と働き方改革を推進してまいります。

これらの施策を着実に実行することで、コア事業の深化と利益成長を図り、事業利益の最大化に取り組むとともに、新事業領域への挑戦を通じて、安定的かつ持続的な成長を実現してまいります。また、コーポレート・ガバナンスの強化に向け、取締役会の監督機能と執行役員会の執行機能の役割の明確化及び権限配分の見直しにより、意思決定の迅速化と業務執行の実効性向上を図ってまいります。

株主様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来一貫して当社の置かれている環境や経営基盤の強化と今後の事業展開等を考慮したうえで、株主への安定した利益還元を重要な課題の一つと考えて事業の経営にあたってきました。

この基本方針のもと、当社の配当政策として、連結配当性向30～40%を目安とした安定配当を実施することとしております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等について、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、2026年5月22日開催の取締役会において、当社普通株式1株につき26円とすることを決議しました。これにより中間配当を含めました当期の剰余金の配当は、1株につき52円となります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
シマダヤ関東株式会社	50,000千円	100.0%	麺類の製造販売
シマダヤ東北株式会社	100,000千円	100.0%	麺類の製造販売
シマダヤ西日本株式会社	90,000千円	100.0%	麺類の製造販売

(8) 主要な事業内容

当社は麺類の総合メーカーとして、うどん、そば、ラーメンをはじめとしたチルド麺、冷凍麺等を主要な商品として研究開発・販売しております。

(9) 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都	ロジスティクスセンター	東京都	名古屋支店	愛知県
開発研究所	東京都	東北支店	宮城県	大阪支店	大阪府

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
832名 (491名)	21名減 (20名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
298名 (26名)	5名増 (5名減)	42.5歳	17.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,822,700株
(2) 発行済株式の総数 15,205,697株 (自己株式数900,699株含む)
(3) 株主数 16,306名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社メルコグループ	4,856千株	33.94%
牧 寛之	1,951千株	13.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	751千株	5.25%
公益財団法人牧誠財団	500千株	3.49%
株式会社ニッポン	265千株	1.85%
日清製粉株式会社	265千株	1.85%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	153千株	1.07%
ヨシダ トモヒロ	113千株	0.79%
岩崎 泰次	96千株	0.67%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	83千株	0.58%

(注) 1.持株数は千株未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

なお、自己株式は900,699株ですが、上記大株主からは除外しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	岡田 賢二	社長執行役員 経営企画部・監査室管掌
取締役	相馬 紳一郎	専務執行役員 人事総務部管掌
取締役	小原 伸之	常務執行役員 成長マーケット開発事業本部長 開発研究所・原材料部管掌
取締役	佐々木 敏夫	常務執行役員 業務用事業本部長
取締役	曾根田 直基	常務執行役員 家庭用事業本部長、お客様相談室管掌
取締役	太田 智之	執行役員 経理部長、業務部・システム部管掌
取締役 (常勤監査等委員)	加藤 優	—
取締役 (監査等委員)	長瀬 吉昌	株式会社ジェイ・アンド・ユー代表取締役 株式会社セゾンテクノロジー社外取締役 株式会社バッファロー取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	深山 隆	株式会社ミヤマプロジェクト代表取締役 ファイズホールディングス株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	高木 康行	株式会社エヌ・ティ・シー監査役 株式会社お茶の水アカウンティングサービス代表取締役 株式会社ケミクレア監査役 株式会社協和工業監査役 杉崎株式会社監査役 株式会社ニッコー監査役 TY監査法人社員 株式会社サニクリーン東京監査役
取締役 (監査等委員)	坂井 愛	齋藤総合法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 深山隆、高木康行及び坂井愛の3氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 (監査等委員) 深山隆、高木康行及び坂井愛の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員高木康行氏は、公認会計士、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査担当部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、加藤優氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、執行役員及び管理職であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならない等、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る役員の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ中長期的な戦略も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の原案を作成し、指名・報酬委員会に諮問しその答申内容を尊重して2024年3月18日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

その内容は以下のとおりです。

1) 基本方針

ア) 中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準としております。

イ) 取締役の報酬等の決定に関する方針、個人別報酬の決定等にあたっては、社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会において当該委員会による提言、答申を最大限尊重し決定しております。

ウ) 取締役（監査等委員である取締役、独立社外取締役、非常勤取締役は除く）の毎年の報酬は、固定報酬としての基本報酬に加え、業績連動報酬により構成しております。

す。

エ) 監査等委員である取締役の毎年の報酬は、その職務に鑑み基本報酬のみとしております。

2) 基本報酬（業績連動報酬を除く金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

ア) 月例の固定報酬としております。

イ) 役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

3) 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

ア) 事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬としております。

イ) 取締役（監査等委員である取締役、独立社外取締役、非常勤取締役は除く）に対し、当期末時点の業績動向、年度予算の達成状況及び従業員とのバランス等を総合的に勘案し、取締役会の承認を得て各人に支給しております。

ウ) 企業本来の営業活動の成果を反映する各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い等を総合的に勘案して決定された額を賞与として、毎年一定の時期に支給しております。

4) 基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役、独立社外取締役、非常勤取締役は除く）の個人別の基本報酬、業績連動報酬については、報酬の決定方針に基づき、指名・報酬委員会において、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討し、株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会の決議により決定しております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることや指名・報酬委員会からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年5月15日開催の第68回定時株主総会において年額2億5,000万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名です。監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2025年6月18日開催の第70回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	157,780	135,240	22,540	—	6
(うち社外取締役)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
監査等委員である取締役	30,300	30,300	—	—	5
(うち社外取締役)	(14,400)	(14,400)	(—)	(—)	(3)

(注) 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益です。当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高め、また企業本来の営業活動の成果を反映する指標であると考えられたためです。業績連動報酬等の額は、連結営業利益の目標値に対する達成度合い等を考慮して算定しています。当事業年度の連結営業利益は37億68百万円です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との関係につきましては、特別な利害関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	深山 隆	100% (15回/15回)	100% (14回/14回)	食品及び物流業界の知見と企業経営・組織運営における豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から発言を行い、監査機能を十分に発揮いたしました。
社外取締役	高木 康行	100% (15回/15回)	100% (14回/14回)	公認会計士、税理士として、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験に基づき、公平・公正な決定及び健全性確保の視点で発言を行い、監査機能を十分に発揮いたしました。
社外取締役	坂井 愛	100% (15回/15回)	100% (14回/14回)	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、法的リスク対応やコンプライアンス経営の視点から発言を行い、監査機能を十分に発揮いたしました。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	24,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

当社は、「株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当期において実施しました内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の経営コンセプトに則った「シマダヤグループ行動規範」を定め、全役員、使用人及びグループ会社に周知徹底する。グループ会社とは、連結子会社及び持分法適用会社のことをいう。
- ②適正な財務報告の作成を全社的に推進する体制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。
- ③取締役会規程、経営会議規程及び決裁権限規程等に基づき適切な経営を維持し、取締役相互の意思疎通を図り法令、定款遵守の体制を確保する。
- ④取締役相互の監視責任を自覚し、取締役の法令、定款の違反行為を未然に防止することに万全を期す。万一、法令違反を発見した場合は直ちに取締役会に報告しその是正を図る。
- ⑤管理部門担当役員をコンプライアンス全体の総責任者とし体制の構築、整備及び維持を行う。また法令違反や不正等コンプライアンスに抵触する行為を早期に発見し是正するために内部通報制度を設け、法令遵守の体制を確かなものにする。
- ⑥役員や従業員に対して、コンプライアンスに関する研修や啓発を継続的に実施する。
- ⑦事業活動全般の業務運営状況を把握し、その活動の適法性や健全性を確保するため、内部監査担当部門による監査を継続的に行う。
- ⑧反社会的勢力と一切の関わりを持たず、反社会的勢力からの要求に対する対応等の体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役及び執行役員の職務執行状況が確認できるよう、各種会議（取締役会、経営会議等）の議事録及び稟議書等の文書について法令・社内規程等に基づき適切に保存及び管理し、常時閲覧できる体制を維持する。
- ②当社は個人情報を含む情報資産について、情報セキュリティ方針に基づき、適切な管理を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、経営方針、経営計画などの重要事項について検討し決定する。また、経営会議を原則月2回以上開催し、業務執行に関する意思決定及びその情報の共有を行い適正かつ効率的な業務の推進を行う。
- ②監督機能と執行機能を分離するとともに、業務執行の効率化と意思決定の迅速化を図るために、執行役員制度を採用する。
- ③取締役会、経営会議の決定に基づく業務執行については、執行役員及び使用人の役割分担、組織管理、業務分掌規程などを適宜見直し、効率的な業務執行ができるような体制を整備する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及びグループ会社は、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、リスクマネジメントの最高責任者を社長執行役員とし、各取締役・執行役員、グループ会社代表取締役が管掌または担当部門におけるリスクマネジメントを統括する体制を整備する。
- ②当社及びグループ会社は、リスクマネジメント基本規程に基づき、企業活動に係るリスクの予防策又は対応策、重点リスク等の対応及び課題を検討し、経営会議で定期的に報告を実施し、必要に応じて対策の見直しを指示し、リスクの回避、低減を図る。
- ③当社経営に重大な影響を与える危機に直面した時、社長執行役員を最高責任者とする危機調査委員会・緊急事態対策本部の設置などを定めた「危機管理マニュアル」に従い、迅速且つ適切に対応し、損失の拡大を抑止する。

(5) 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社との定期的情報交換（四半期報告会）、人事交流等により連携を深めグループ経営の体制を構築する。
- ②グループ会社管理規程に基づき、グループ会社に対し、重要事項について当社への決裁、報告を求め、グループ会社全体の法令、定款遵守の体制、リスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備する。
- ③グループ会社管理規程を適宜見直し、グループ会社の取締役及び使用人が効率的な業務執行ができる体制を整備する。
- ④当社の役員または従業員をグループ会社に取り締役または監査役として派遣し、業務の執行を監督または監査する。
- ⑤当社とグループ会社間の不当な取引（重要な非通例的取引）を防止する体制を整備する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助するため使用人を求める場合、取締役会に設置を要請し、適切な人材を配置する。
- ②監査等委員会の補助使用人の独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事及びその他の変更については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ③監査等委員会の補助使用人に対する指揮命令に関し、当該補助使用人は監査等委員の補助業務については監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役、執行役員及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員又は使用人の不正行為、法令、定款違反行為等を発見したときは、すみやかに監査等委員会に報告する。
- ②グループ会社が当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、グループ会社は内部監査担当部門に報告する。内部監査担当部門は、直ちに監査等委員又は監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べることができるものとする。
- ③監査等委員又は監査等委員会及び内部監査担当部門への報告を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

(8) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

- ①監査等委員から職務の執行に必要な費用の支払い等を求められた場合は、これに応じるものとする。
- ②監査等委員が必要とする場合、当社と契約している弁護士、公認会計士とは別に、監査等委員独自の立場で相談できる外部の弁護士、公認会計士等と契約ができることとし、この費用は会社が負担するものとする。

(9) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査等委員会監査の環境整備状況等について意見交換を行う。
- ②監査等委員会の監査を効果的なものにするため、監査等委員会と内部監査担当部門及び会計監査人は計画的・定期的に情報交換を行い、連携を深める。
- ③監査等委員会は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対し報告を求め、重要な会議に出席し、書類の閲覧をすることができる。

6 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要報告

当社は、内部統制システムの実効性を確保するため、取締役会における重要事項の審議・報告に加え、コンプライアンス、リスク管理その他の内部統制に関する諸施策について継続的な運用を行っております。

当期における主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行に関する運用状況

取締役会規程に則り、当期は取締役会を15回開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について相互監視を行っております。

(2) リスクマネジメント体制に関する運用状況

当社グループは、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、リスクマネジメントの最高責任者を社長執行役員とし、各取締役・執行役員、グループ会社代表取締役が管掌部門におけるリスクマネジメントを統括する体制を整備しております。また、リスクマネジメント基本規程に基づき、企業活動に係るリスクの予防策又は対応策、重点リスク等の対応及び課題を検討し、取締役会・経営会議で定期的に報告を実施し、必要に応じて対策の見直しを指示し、リスクの回避、低減を図っております。加えて、情報セキュリティ体制の整備・強化を進めるとともに、必要な教育・啓発を実施いたしました。

(3) コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社グループのあらゆる事業活動において優先されるものとして、「シマダヤグループ行動

規範」を定め、当社及びグループ会社の事業所への掲示、携行用カード及びハンドブックの配布等を通じ、周知及び啓発に取り組んでおります。また、グループ全体のコンプライアンスについても、管掌役員及びグループ会社代表取締役から取締役会・経営会議で推進計画及び進捗状況を報告・共有しております。加えて、コンプライアンス体制及び内部通報制度を適切に運用し、不正・不適切事案の早期把握及び対応が可能な体制を維持しており、内部統制の実効性向上に努めております。

(4) グループ会社の管理の状況

グループ会社へは当社から取締役や監査役を任命・派遣し、グループ会社代表取締役を議長とする取締役会へ出席しグループ会社の経営監督を行っております。また、監督強化を目的に、毎月開催される経営会議へも出席し業務運営の状況を把握するとともに、必要な改善を提案しております。

(5) 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員は、監査等委員会で定めた監査方針・監査計画に基づき、取締役会等の重要会議へ出席し、経営に関する意見表明・助言等を行うことで経営監視の実効性を高めております。監査等委員会は原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、三様監査協議会を定期的に開催し、内部監査部門・会計監査人と情報の共有及び意見交換を行うなど緊密に連携し、監査の強化を図っております。

常勤監査等委員は、取締役会・経営会議等重要な会議及び子会社の取締役会・経営会議等への出席、代表取締役等との定期的な情報の共有・意見交換、取締役その他使用人からのヒアリング、重要書類の閲覧、各部門・子会社工場の往査などを通じて、経営上重要な意思決定や内部統制システムの整備・運用状況について監査を行い、監査等委員会にて情報の共有・意見交換するなど、監査等委員会の監査・監督機能の強化を図っております。

(6) 内部監査に関する状況

内部監査担当部門である監査室は、当社及びグループ会社の事業活動が、法令・社内規程等を遵守して適正に行われているかを監査計画に基づく内部監査を実施し、部門及びグループ会社への助言・勧告を行っております。また、監査結果を取締役に報告するとともに、指摘事項について改善状況を確認いたしました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

備 考

この事業報告中に記載の金額は消費税等控除後の金額であり、記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第71期 (2026年3月31日現在)	科 目	第71期 (2026年3月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	11,161,235	流動負債	5,998,028
現金及び預金	4,349,127	買掛金	1,723,874
売掛金	4,921,744	リース債務	30,906
商品及び製品	1,325,250	未払金	1,441,519
原材料及び貯蔵品	256,711	未払費用	1,856,892
その他	316,156	未払法人税等	773,366
貸倒引当金	△7,755	役員賞与引当金	26,540
		その他	144,927
固定資産	14,843,414	固定負債	1,544,427
有形固定資産	12,721,457	リース債務	85,245
建物及び構築物	3,298,337	退職給付に係る負債	1,246,604
機械装置及び運搬具	4,296,714	その他	212,577
土地	3,061,813		
リース資産	105,101	負債合計	7,542,455
建設仮勘定	1,744,698	純資産の部	
その他	214,791	株主資本	17,523,217
無形固定資産	76,608	資本金	1,000,000
投資その他の資産	2,045,348	資本剰余金	871,158
投資有価証券	1,333,541	利益剰余金	17,074,327
繰延税金資産	532,079	自己株式	△1,422,268
その他	292,940	その他の包括利益累計額	938,976
貸倒引当金	△113,212	その他有価証券評価差額金	575,154
		土地再評価差額金	240,175
資産合計	26,004,649	退職給付に係る調整累計額	123,645
		純資産合計	18,462,193
		負債及び純資産合計	26,004,649

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第71期	
	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
売上高		41,061,218
売上原価		28,747,648
売上総利益		12,313,570
販売費及び一般管理費		8,545,536
営業利益		3,768,033
営業外収益		
受取利息	9,576	
受取配当金	25,539	
受取ロイヤリティー	35,000	
補助金及び助成金	16,200	
その他	53,178	139,494
営業外費用		
支払利息	42	
棚卸資産廃棄損	4,206	
自己株式取得費用	23,458	
その他	5,493	33,201
経常利益		3,874,326
特別利益		
固定資産売却益	227	227
特別損失		
固定資産除却損	29,620	
減損損失	211,670	
その他	17,368	258,658
税金等調整前当期純利益		3,615,895
法人税、住民税及び事業税	1,145,192	
法人税等調整額	△125,301	1,019,891
当期純利益		2,596,003
親会社株主に帰属する当期純利益		2,596,003

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第71期 (2026年3月31日現在)	科 目	第71期 (2026年3月31日現在)
資産の部		負債の部	
流動資産	12,624,105	流動負債	5,459,316
現金及び預金	3,642,825	買掛金	3,684,243
売掛金	4,921,055	リース債務	11,160
商品	1,221,663	未払金	60,519
貯蔵品	4,477	未払費用	877,852
前払費用	39,471	未払法人税等	700,690
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,492,770	預り金	18,427
未収入金	1,305,537	役員賞与引当金	26,540
その他	2,498	その他	79,882
貸倒引当金	△6,195	固定負債	1,148,801
固定資産	10,325,277	リース債務	28,502
有形固定資産	2,920,925	再評価に係る繰延税金負債	151,797
建物	747,683	退職給付引当金	911,441
構築物	95,480	その他	57,060
機械及び装置	102,985	負債合計	6,608,117
工具、器具及び備品	72,472	純資産の部	
土地	1,858,561	株主資本	15,525,934
リース資産	36,057	資本金	1,000,000
建設仮勘定	7,684	資本剰余金	661,000
無形固定資産	60,605	資本準備金	661,000
ソフトウェア	58,454	利益剰余金	15,287,203
その他	2,150	利益準備金	250,000
投資その他の資産	7,343,746	その他利益剰余金	15,037,203
投資有価証券	1,333,541	固定資産圧縮積立金	1,753
関係会社株式	2,850,017	別途積立金	7,001,000
出資金	573	繰越利益剰余金	8,034,449
関係会社出資金	10,810	自己株式	△1,422,268
関係会社長期貸付金	2,818,095	評価・換算差額等	815,330
長期前払費用	11,072	その他有価証券評価差額金	575,154
繰延税金資産	218,062	土地再評価差額金	240,175
その他	101,575	純資産合計	16,341,265
資産合計	22,949,382	負債及び純資産合計	22,949,382

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第71期	
	(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
売上高		41,021,989
売上原価		29,305,533
売上総利益		11,716,456
販売費及び一般管理費		8,336,816
営業利益		3,379,639
営業外収益		
受取利息	63,190	
受取配当金	25,537	
受取ロイヤリティー	35,000	
その他	22,297	146,025
営業外費用		
支払利息	42	
自己株式取得費用	23,458	
その他	3,055	26,556
経常利益		3,499,108
特別損失		
固定資産除却損	8,789	8,789
税引前当期純利益		3,490,319
法人税、住民税及び事業税	1,025,335	
法人税等調整額	△12,731	1,012,604
当期純利益		2,477,714

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

シマダヤ株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 塚本 憲 司
業務執行社員

代表社員 公認会計士 池田 龍 矢
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シマダヤ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シマダヤ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

シマダヤ株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 塚本 憲司
業務執行社員

代表社員 公認会計士 池田 龍矢
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シマダヤ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査方針・監査計画に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書・連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

シマダヤ株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	加藤 優 ㊟
監査等委員	長瀬 吉昌 ㊟
監査等委員	深山 隆 ㊟
監査等委員	高木 康行 ㊟
監査等委員	坂井 愛 ㊟

(注) 監査等委員深山隆、高木康行及び坂井愛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

シマダヤ株式会社